

国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月5日

国見町長

村上利通

国見町条例第38号

国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和52年国見町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の172.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当に関する特例）

- 2 令和7年12月に支給する期末手当に関し、この条例による改正後の国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定の適用については、改正後の条例第5条第2項中「100分の175」とあるのは「100分の177.5」とする。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。